

## 奈良県教育委員会退職教員の再就職に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）中退職管理に関する規定及び職員の退職管理に関する条例（平成27年12月奈良県条例第33号）に規定するもののほか、県教育委員会を退職する教員の再就職に関し、人材情報の登録及び提供等に必要な事項を定めることにより、教員の再就職の公正性及び透明性を確保するとともに、教員が有する知識や経験などを退職後に多様な分野で活用できるよう支援を行うことを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この要綱は、県教育委員会事務局及び教育機関において勤務する教員（県教育委員会事務局及び教育機関以外の執行機関の組織等への出向者を含む。）のうち、定年により退職する教員及び勸奨を受けて退職する教員（奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和28年11月奈良県規則第60号）第3条の3第1号に規定する職員をいう。）に適用する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 執行機関の組織等 法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。
- (2) 関係団体等 その業務の全部又は一部が県教育委員会の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県教育委員会がその施策の推進を図るため配慮等を行うことが必要であると認められるものをいう。
- (3) 民間企業等 民間企業及び団体（前項の関係団体等を除く。）をいう。

### (設置)

第4条 第1条の目的を達成するため、県教育委員会事務局教職員課（以下「教職員課」という。）内に、奈良県教育委員会退職予定教員人材バンク（以下「教員人材バンク」という。）を設置する。

2 教員人材バンクの管理は、教職員課において行う。

### (再就職希望者の登録)

第5条 教員人材バンクに登録することができる教員（以下「登録対象教員」という。）は、当該年度末に第2条に規定する定年又は勸奨による退職を予定し、かつ、再就職を希望する教員とする。

2 登録対象教員は、人材情報登録申込書（様式1）に必要事項を記載し、別途通知する期日までに、所属長を経由して教職員課に提出するものとする。

### (関係団体等への再就職)

第6条 県教育委員会は、関係団体等から教員の再就職の推薦について、適任者推薦要請書（様式2-1）の提出により要請があったときは、前条の規定により教員人材バンクに登録した教員（以下「登録教員」という。）の中から、適任者を紹介することができる。

(民間企業等への情報の提供)

第7条 県教育委員会は、民間企業等から、当該民間企業等自らの人材確保を目的として登録教員に関する人材情報の提供の要請があったときは、その情報を提供をするものとする。

(情報提供の方法)

第8条 前条の規定による情報の提供は、教職員課において、第5条第2項の規定による提出のあった人材情報登録申込書に基づいて作成した人材情報閲覧簿を閲覧させる方法により行うものとし、その閲覧の期間は、翌年度の6月末日までとする。

- 2 人材情報閲覧簿の閲覧を希望する民間企業等は、人材情報閲覧申込書(様式2-2)を教職員課に提出するものとする。
- 3 民間企業等が人材情報閲覧簿を閲覧の後、採用の候補となる登録教員の連絡先等の情報の提供を申し出た場合、教職員課は当該登録教員に対し、当該民間企業等に関する情報を提供し、当該登録教員の了承を得た上で、当該登録教員の連絡先等の情報を当該民間企業等に提供するものとする。
- 4 民間企業等は、登録教員の面接を行う等により採否を決定し、当該登録教員にその旨通知するものとする。

(再就職状況の届出)

第9条 登録教員は、教員人材バンクを通じて再就職することが決定した場合、速やかに再就職に係る届出書(様式3)を教職員課へ提出するものとする。

- 2 教員は、前項に定める場合のほか、退職後2年を経過するまでの間に再就職した場合は、再就職した日から30日以内に再就職に係る届出書(様式3)を教職員課に提出するものとする。
- 3 この要綱が定める再就職に係る届出書(様式3)は、職員の退職管理に関する規則(平成28年2月奈良県人事院会規則第3号)第24条第1項に規定する任命権者である県教育委員会が定める書式とする。

(営業活動の自粛)

第10条 民間企業等に再就職した教員は、退職後2年間、退職前5年間に在職していた県教育委員会事務局及び教育機関(県教育委員会事務局及び教育機関以外の執行機関の組織等を含む)への営業活動(情報の収集、入札への参加、契約の交渉、自社製品の宣伝、その他再就職先の民間企業等の営業を目的として現職職員に働きかけを行う行為をいう。)を自粛するものとする。

(再就職状況の公表)

第11条 県教育委員会は、前年度に退職した教員(退職時に事務局課長補佐級以上の職又は県立学校の校長若しくは教頭の職にあった教員に限る。)の再就職状況(再就職教員の氏名、退職時役職名、退職年月日、再就職先名称、再就職先役職名及び再就職年月日をいう。)を毎年10月1日までに公表するものとする。

(適用教員以外の教員についての規定の適用)

第12条 第2条の規定にかかわらず、第10条の規定は、第2条に規定する教員以外の者で県教育委員会事務局及び教育機関を退職したものが民間企業等に再就職した場合についても適用があるものとする。

(県暫定再任用教職員の特例)

第13条 県暫定再任用教職員に採用された者については、第9条に規定する再就職状況の届出を要しないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、教員の再就職に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行し、平成30年3月31日以後に退職する教員について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。